



鳥取県公報

平成17年 8月26日(金)
号外第125号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (88) (税務課)	1
訓 令	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (9) (福利厚生室)	3

———公布された規則のあらまし———

鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 地方自治法施行令の一部が改正され、収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者に、県税の収納の事務を委託することができるようになった。
- (2) (1)を受け、県税の納税窓口を拡大し、コンビニエンスストアにおいても納税ができるよう、県税の収納の事務を委託することができる者の基準を定める。

2 規則の概要

- (1) 県税の収納の事務を委託することができる者の基準は、次に掲げるものとする。
委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。
普通地方公共団体の公金、電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納の事務を受託した実績があること。
収納した県税を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、収納の状況を正確に記録し、及び県に遅滞なく必要な報告を行うことができる技術的な基礎を有していること。
- (2) 所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 8月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条 - <u>第4条の3</u>）</p> <p>第2節 略</p> <p>第2章及び第3章 略</p> <p>附則</p> <p>（徴税吏員等の証票）</p> <p>第4条の2 略</p> <p><u>（県税の収納の事務を委託することができる基準）</u></p> <p><u>第4条の3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。第14条の2第1項において「施行令」という。）第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1）委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。</u></p> <p><u>（2）普通地方公共団体の公金、電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納の事務を受託した実績があること。</u></p> <p><u>（3）収納した県税を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、収納の状況を正確に記録し、及び県に遅滞なく必要な報告を行うことができる技術的な基礎を有していること。</u></p> <p>（口座振替又は自動払込みの方法による個人の事業税等の納付）</p> <p>第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を<u>施行令第155条の規定による口座振替の方法又は施行令第155条の2の規定による郵便振替（継続して郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第1号）に規定する通常郵便貯金（第3項において「通常郵便貯金」という。）の一部を払込金に振り替えてする払込みによるものに限る。）</u>の方</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条 - <u>第4条</u>）</p> <p>第2節 略</p> <p>第2章及び第3章 略</p> <p>附則</p> <p>（徴税吏員等の証票）</p> <p>第4条の2 略</p> <p>（口座振替又は自動払込みの方法による個人の事業税等の納付）</p> <p>第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第155条の規定による口座振替の方法又は<u>同令第155条の2の規定による郵便振替（継続して郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第1号）に規定する通常郵便貯金（第3項において「通常郵便貯金」という。）の一部を払込金に振り替えてする払</u></p>

法（第50条において「口座振替等の方法」という。）によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替（自動払込み）依頼書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に提出しなければならない。

2 及び 3 略

込みによるものに限る。）の方法（第50条において「口座振替等の方法」という。）によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替（自動払込み）依頼書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に提出しなければならない。

2 及び 3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第9号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 8月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">産業医</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 本庁、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所</td> <td style="vertical-align: top;">福利厚生室長が指名する医師</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	産業医	1 本庁、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所	福利厚生室長が指名する医師	略		<p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">産業医</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 本庁、東京事務所及び大阪事務所</td> <td style="vertical-align: top;">福利厚生室長が指名する医師</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	産業医	1 本庁、東京事務所及び大阪事務所	福利厚生室長が指名する医師	略	
区分	産業医												
1 本庁、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所	福利厚生室長が指名する医師												
略													
区分	産業医												
1 本庁、東京事務所及び大阪事務所	福利厚生室長が指名する医師												
略													

附 則

この訓令は、平成17年 9月 1日から施行する。

